

令和 7 年 8 月 1 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町芦田 (芦田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月19日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地は、傾斜地が多いうえ小面積であるため大型機械の導入が困難なため集約・団地化が難しく農地所有者の高齢化とともに農地の維持管理が課題となっている。そのなかで、比較的水の確保が容易な農地では水稲、傾斜地においては担い手により牧草が栽培されている。牧草の栽培については、今後、転作作物を対象とする交付金の動向により栽培面積等に変化が起こる可能性があり持続可能な地域農業を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手による牧草、野菜、個人農家による水稲を基本とするが、個人農家が離農する際の受け皿となる体制の構築や、保全管理を含めドローンをはじめとするスマート化農業機械による農作業の省力化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区の一部の農地は、すでに基盤整備事業が行われているが、今後、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行っていく。